



昨年、大量に学習したデータを基に、自ら文章などを創り出す生成AIが大きな話題となり、デジタル技術の進展に関する報道を目にする機会が多くなりました。スマートフォンを保有する世帯の割合は9割を超えています。多くの店でキャッシュレス決済が使えるようになり、さまざまな手続きがオンライン上で行うことができるといった暮らしの中に、急速に浸透してきているように思います。

現在、帯広市では、デジタル技術を効果的に活用し、産業・経済の活性化と、暮らしの利便性を高め、住民の幸せにつなげていくことを目的に、音更、幕別、芽室の近隣3町と一緒に「帯広圏デジタル推進構想」の策定に取り組んでいます。この1市3町は、住まいや職場、買い物などの生活圏が一体で、環境や取り組むべき課題

も共通しています。また、この地域には25万人が暮らし、この適度な規模感が、デジタル化を導入する上で効率的であると考え、3町と協力して進めていくこととしました。

デジタル化構想と聞くと、難しく感じるかもしれませんが、仕事のみならず、生活に身近な健康や子育て、防災、行政手続きなどについて、少しずつ便利にしていくというものです。

多くの方がスマートフォンを持つようになったとはいえ、仕事や年代、これまでの利用経験など、それぞれの生活環境によって、デジタルの必要性や興味・関心、得意不得意は異なります。デジタルに対して抵抗感がある方も多くおられるのも事実です。

新しいことを始める時は、誰しも不安になりますが、やってみると意外と簡単だったりするものがあります。それを見て、同じことを始める人が増え、全体に広がっていくように思います。

この構想においても、デジタルに慣れ親しんでいる人や興味のある人から、あるいは、できることから、できる町から、まずは始めていこうというものです。

帯広市では昨年、母子手帳の情報を電子化し、子育て情報もお知らせする「子育てアプリおびろ」、スマートフォン等のビデオ通話を利用した「遠隔手話サービ」などを始めており、多くの方に利用いただいています。皆さんも身近なところから、まず一つデジタルを取り入れ、利便性を実感してみたいかがでしょうか。



献血は医療体制の維持に不可欠です

献血にご協力を

問い合わせ 健康推進課(東8南13、保健福祉センター内、☎25・9720)、北海道赤十字血液センター帯広出張所(東7南9、☎25・0101)

必要な人に血液を届けたい

治療などで輸血を必要としている人は、全国で1日平均約3000人おり、そのうち約85パーセントは50歳以上です。それを賄うには、1日約1万3000人の献血が必要となります。

高齢化の進行に伴い、輸血を必要とする人の増加が見込まれる一方で、若年層の献血離れが続いているほか、冬期間は寒さや悪天候により、献血者が減少します。

40分で助かる命があります

献血は、16歳から69歳までの一定体重以上の健康な人であれば、誰でもできます。(表)

献血にかかる時間は、400ミリリットル全血献血の場合、受け付けから採血後の休憩までで約40分(採血時間は約15分程)です。

血液は人工的に造れません

血液から造る血液製剤の有効期限は短いものでは4日間しかなく、長期保存ができないことから、皆さんの継続的な協力が必要です。

表 採血基準

項目	全血献血	
	200ミリリットル*1	400ミリリットル
年齢	男性 16～69歳*2	17～69歳*2
	女性 16～69歳*2	18～69歳*2
体重	男性 45キロ以上	50キロ以上
	女性 40キロ以上	

*1 在庫状況により、受け入れを制限する場合があります
*2 65歳以上は、60～64歳の間に献血経験がある人に限ります

献血に行こう

◆平日の献血
献血バスが企業や商業施設などを巡回します。日程は、北海道赤十字血液センターのホームページで確認するか、血液センターまで問合せください。

◆日曜日の献血
日時 毎週日曜日、9時～12時、13時15分～17時
場所 帯広すずらん献血ルーム(東7南9、☎0120・24・5125)

◆WEBで予約
事前予約を受け付けています。予約はこちら▶

◆アプリで予約
予約・事前問診ができます。ダウンロードはこちら▶

表1 四輪軽自動車の税額(年額)

車種区分	① 初度検査が平成27年3月31日以前の車両(③を除く)	② 初度検査が平成27年4月1日以後の車両(④を除く)	③ 初度検査後13年経過した車両 経年重課	④初度検査が令和5年4月1日以後の車両 ガソリン車		
				電気自動車・天然ガス自動車	令和2年度燃費基準達成車 令和12年度燃費基準90%達成車	令和12年度燃費基準70%達成車
乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	5,200円
貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	

※特例①については、平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス10%低減達成車に限る。
※特例②、③については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

表2 原動機付自転車、二輪車など

車種区分	税額(年額)	
原動機付自転車	50cc以下、特定小型原動機付自転車	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円
雪上車	660cc以下	3,600円

※特定小型原動機付自転車は、定格出力0.6kW以下の電動キックボードなどの一定の要件を満たす車両。

課税免除の手続きについて

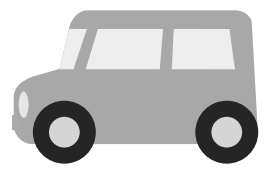
一定の条件を満たす人は、申請することで課税が免除されます。

- 身体障害者や知的障害者
- と生計を共にする人

詳細は、問い合わせください。

※初度検査の時期は自動車検査証に記載されています。

税額は、車種区分や初度検査などによって異なります。(表1・2)



軽自動車税のお知らせ

令和6年度軽自動車税(種別割)

問い合わせ 市民税課(市庁舎2階、☎65・4119)

軽自動車税(種別割)の納付について

軽自動車や原動機付自転車などを4月1日時点で所有している人は、軽自動車税を納める必要があります。5月に納税通知書を送付しますので、期日までに納付してください。

売却や譲渡、死亡した人名義の車両を相続して使用する場合や、他の市町村へ転出した場合は、名義変更や住所変更の手続きを、廃車した場合は抹消の手続きを速やかに行ってください。

4月1日までに申告がないと、令和6年度も前の所有者へ課税されます。申告方法や申告先については、市ホームページを確認してください。